

各国の年金制度

国名	韓国
公的年金の体系	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>〈国民年金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18～59歳の被用者は「事業所加入者」として◎ ・18～59歳の自営業者，27歳以上の無業者は「地域加入者」として◎ ・専業主婦などの無所得配偶者や26歳までの所得のない学生などは「任意加入者」として△ ・保険料の最低拠出年数を満たしていない人は60歳を超えても保険料を払い続ける「任意継続加入者」として△
保険料率（2024年現在）	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業所加入者」は所得の9.0%に固定（労使折半）。標準報酬は，課税所得を基準。 ・「地域加入者」「任意加入者」「任意継続加入者」は9.0%に固定（全額本人負担）。
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・63歳（2023～2027年）。支給開始年齢は，2013年以降，1953年生まれの者から5年ごとに1歳ずつ引き上げ，2033年には65歳（1969年以降の誕生者）となる予定。
基本給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年の所得代替率は42%。所得代替率は，2008年以降，毎年0.5%ずつ引き下げられており（2007年改正），2028年の所得代替率は40%となる予定。
給付の構造	<p>基本年金額（年額）</p> $= (2.4A + 1.8B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_1/P) \quad (\leftarrow 1998\text{年以前：所得代替率}70\%)$ $+ 1.8(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_2/P) \quad (\leftarrow 1999\sim 2007\text{年：所得代替率}60\%)$ $+ 1.5(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_3/P) \quad (\leftarrow 2008\text{年：所得代替率}50\%)$ <p>.....</p> $+ 1.26(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{19}/P) \quad (\leftarrow 2024\text{年：所得代替率}42\%)$ <p>.....</p> $+ 1.2(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{23}/P) \quad (\leftarrow 2028\text{年：所得代替率}40\%)$ <p>A：全ての被保険者の平均月額所得（年金支給開始直前の3年間） B：被保険者本人の保険加入期間中の基本月額所得（標準報酬月額）の平均値 n：被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数 P：被保険者本人の全保険加入月数 P₁：1998年以前の保険加入月数，P₂：1999～2007年までの保険加入月数 P₃：2008年の保険加入月数，P₁₉：2024年の保険加入月数，P₂₃：2028年の保険加入月数</p> <p>* A及びBに乘じる乗率は，2008～2027年にかけて，1.5から毎年0.015減少し，2028年には1.2となり，固定される予定。 * 上記算定式で導き出される基本年金額は「年額」であり，「月額」に換算するには基本年金額を12か月で除する必要がある。</p>
所得再分配	<p>上記の基本年金額の計算式のうち，Aが「均等部分」であり，Bが「報酬比例部分」となっている。「均等部分」において所得再分配が行われている。</p>
公的年金の財政方式	<p>修正積立方式。年金制度が未成熟のため，保険料収入の相当部分は積み立てられている。</p>

国庫負担	国民年金サービスの費用の一部と、農漁業者の保険料の一部を国庫が負担。
無年金者や低年金者への措置	2008年より、無年金者や一定の所得水準以下の高齢者に対して、租税を財源に支給される公的扶助制度として「基礎老齢年金」を導入。2014年からは、給付水準を引き上げ「基礎年金」に改正された。2024年基準で本人及び配偶者（事実上の配偶者を含む）の月所得認定額が213万ウォン（配偶者がいない世帯）又は340.8万ウォン（配偶者がいる世帯）以下の65歳以上の高齢者に対して税財源に基づく「基礎年金」が支給されている。
私的年金	5人以上の被用者をもつ事業主は、退職金制度（一時金）か、退職年金制度を導入することが法律で義務付けられている。また、任意加入の個人年金がある。
国民への個人年金情報の提供	インターネットで、過去の保険料納入状況や将来の予想年金額を知ることができる。

（金 明中・ニッセイ基礎研究所上席研究員／亜細亜大学都市創造学部特任准教授）

韓国の年金制度

金 明中（ニッセイ基礎研究所 上席研究員／
亜細亜大学都市創造学部 特任准教授）

1. 制度の概要と高齢者の経済的状況

韓国における公的年金制度は、一般被用者・自営業者などを対象とする「国民年金」や特定職業従事者のみを対象とする「特殊職域年金」に分かれている。「特殊職域年金」は、さらに、公務員を対象とする「公務員年金」、軍人を対象とする「軍人年金」、私立学校の教職員を対象とする「私立学校教職員年金」、郵便局職員を対象とする「別定郵便局職員年金」に区分することができる。一方、国民年金や特殊職域年金などの公的年金を受給していない高齢者や受給をしていても所得額が一定水準以下の高齢者の所得を支援するために一般会計を財源とする「基礎年金」が2008年1月から実施されている。

「国民年金」は一階建てで構成されており、その中に「均等部分」と「所得比例部分」の二つの異なる要素を入れている。日本よりも「均等部分」の割合が高いため、所得再分配効果が大きく、社会的連帯の精神を強く反映した制度となっている。

韓国では公的年金である「国民年金」の歴史がまだ浅く、受給資格を満たした高齢者が少ない。また、60歳定年が義務化され始めたのは2016年からということで、50代に仕事を辞めた人が多く、引退後の老後収入を十分に確保していない人が多い。このような影響もあり、多くの高齢者は厳しい経済状況にあり、66歳以上の高齢者の貧困率は2021年時点で39.3%に至っている。これは同時点のデータが利用できるOECD29か国の平均15.0%を大きく上回る数値である。

2024年の韓国の高齢化率は19.2%で、日本の29.3%と比較して低い水準である。しかしながら、2023年の合計特殊出生率は0.72で日本の1.20を大きく下回り、今後、急激な少子高齢化が進むことが予想され、「国民年金」の持続可能性を疑問視する声が高まっている。韓国の高齢化の速度が速い理由としては、平均寿命が延びたこと（1970年の62.3歳から2022年には82.7歳に）、合計特殊出生率が継続して低下し、少子化が進んでいること、ベビーブー

マ世代が長く続いたこと（第2次ベビーブーマー世代まで入れると1955年から1974年まで約20年間にわたりベビーブーマー世代が産まれた）等が挙げられる。

2. 沿革

韓国では1960年に「公務員年金」が最も早く導入され、その後1963年に「軍人年金」が「公務員年金」から分離され実施された。1975年に導入された「私立学校教員年金」は、1978年に対象者を私立学校の事務職員まで拡大し、その名称を「私立学校教職員年金」に変更し、今まで実施されている。1988年には、ついに一般国民を対象とする「国民年金」が導入され、1992年には、郵便局の職員を対象とする「別定郵便局職員年金」が実施された。1999年4月からは、都市地域の自営業者まで「国民年金」の対象者になり、いわゆる国民皆年金制度の時代が到来することになった。

つまり、導入当時には10人以上の事業所の正規労働者を対象として施行された「国民年金」は、それ以降、加入範囲を拡大し、1992年には5人以上の事業所へ、1995年には農漁民及び農漁村地域自営業者へ、1999年4月には都市地域自営業者へ、2003年7月には5人未満の事業所の雇用者に拡大・適用することになった。

韓国では1998年と2007年に大きな年金改革が行われた。1998年の改正では所得代替率が既存の70%から60%に調整され、年金の受給開始年齢も60歳から段階的に65歳まで引き上げることが決まった。

また、韓国政府は2007年に年金財政の安定化を目的に、国民年金を改正した。2008年の所得代替率を60%から50%に引き下げ、それ以降も所得代替率を、毎年0.5%ずつ引き下げることを決めた。2024年現在の所得代替率は42%であり、2028年には40%となる。

さらに、2007年には、低所得・無年金高齢者を対象に、税財源による無拠出制給付の「基礎老齢年金法」が可決され、2008年1月から「基礎老齢年金」が施行された。これは、一定の所得水準以下の高齢者に対して、資力調査に基づいて支給される公的扶助制度である。そして、2014年7月からは、「基礎老齢年金」の給付水準を引き上げて、「基礎年金」

に代替された。2024年現在の最大給付額は月334,810ウォン(約36,829円, 1ウォン=0.11円で換算, 以下同一)である。

3. 「国民年金」の加入・受給状況

(1) 加入状況

韓国の公的年金のうち加入者が最も多い「国民年金」の加入者数は、2023年末現在約2,238.5万人まで増加した。「国民年金」の加入者は、国内に居住する18～59歳の国民や外国人であり、「事業所加入者」と「地域加入者」に大別できる。「事業所加入者」は、18～59歳の被用者で、加入者数は約1,481.2万人となっている。他方、「地域加入者」は、18～59歳の自営業者、27歳以上の無業者などで、加入者数は約671.4万人である。

この他、専業主婦など被用者を配偶者にもつ無所得の既婚者や、27歳未満の無業者は任意に加入する「任意加入者」となっている(2023年末現在約32.5万人)。また、保険料の最低拠出年数を満たさないために、60歳を超えても保険料を払い続ける「任意継続加入者」もいる(2023年末現在約53.4万人)。18～59歳の国民年金加入対象者のうち、国民年金に加入している人の割合は、2022年の73.3%から2023年には73.9%に増加した。

なお、韓国には、日本の「第3号被保険者制度」に相当する制度はない。したがって、被用者の専業主婦の妻であっても、「任意加入者」となって保険料を支払わない限り、高齢期に「国民年金」を受給できない。

(2) 受給状況

1988年に導入された「国民年金」の受給者数は年々増加し、2023年末現在の受給者数は約682.2万人(老齢年金:約554.4万人, 障害年金:約7.6万人, 遺族年金:約100.7万人, 一時金受給者19.6万人)まで増加した。2002年の受給者数約96万人と比べると受給者数は大きく増加しているが、加入期間が短かったため給付額が少ない高齢者が多い。さらに年金の受給権がない高齢者も少なくない。

65歳以上の高齢者のうち、国民年金を受給している人は498万人で、全体の973万人のうち51.2%を占めている。受給率が高齢者人口の半分を超えたのは、

1988年の制度導入以来初めてだ。年金額の水準を見ると、老齢年金の場合、1人当たり1か月平均62万ウォンで、2022年の58万6千ウォンより5.8%増加し、2000年の24万6千ウォン以降、毎年持続的に増加している。

月200万ウォン以上の老齢年金を受け取る受給者は17,810人で、2022年の5,410人に比べて3.3倍も増加した(受給者の最高年金額は個人266万ウォン, 夫婦合計で469万ウォン)。2024年現在、老齢年金の支給開始年齢は63歳となっている。老齢年金の支給開始年齢は、98年改正によって、2013年以降、5年ごとに1歳引き上げられ、2033年には65歳となる予定である。この点、誕生年の違いから支給開始年齢をみると、1953～1956年生まれは61歳、1957～1960年生まれは62歳、1961～1964年生まれは63歳、1965～1968年は64歳、1969年以降の生まれは65歳となる。

(3) 給付内容

20年以上加入して62歳に達した者は、基本年金額について減額のない「完全老齢年金」を受給できる。加入期間20年を超えると、超過年数1年ごとに基本年金額の5%が加算され、40年間で平均所得の42%を受給できる(2024年)。

他方、加入期間10年以上20年未満の場合は、基本年金額の50%から95%の範囲で「減額老齢年金」が支給される。減額老齢年金の最低加入期間10年を満たさないと、受給資格を得られない。

「国民年金」の老齢年金給付は、「基本年金額」を主体として、一定の要件を満たす受給者に家族手当的性格の「加給年金額」が加えられる。基本年金額や加給年金額は物価スライドで調整されている。年金給付には最高限度額が設定されている。

① 基本年金額

基本年金額の算定式には、全加入者の平均月額所得に基づいて算定する「均等部分」と、個々の加入者の全加入期間における基本月額所得の平均に基づいて算定する「所得比例部分」の二つの要素から構成されている。

まず、「均等部分」の存在によって、高所得者から低所得者への所得再分配が機能している。また、加入期間20年を超過する期間については、1年間ご

とに5%が加算される。同算定式（1999年から2007年の期間）は、40年間加入した被保険者の生涯平均所得が全被保険者の平均所得と同額であった場合に、所得代替率60%となるように設計されていた。しかし、2007年改正によって所得代替率は引き下げられ、2028年には40%まで下がることが決まった。

$$\text{(式) 基本年金額} = \text{乗率 (2024年は1.26)} \times (A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{19}/P)$$

A = 年金支給開始直前3年間の全ての被保険者の平均月額所得

B = 被保険者本人の保険加入期間中の基本月額所得（標準報酬月額）の平均値

n = 被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数

※A及びBに乘じる乗率は、2008～2027年にかけて、1.5から毎年0.015減少し、2028年には1.2となり、固定される予定。

② 加給年金額

年金受給権取得後に、加入者が、配偶者、18歳未満または2級以上の障害がある子供、60歳以上または2級以上の障害のある親をもち、扶養している場合には、基本年金額に加えて加給年金が支給される。

4. 負担, 財源

(1) 財源

「国民年金」の財源は、主に加入者の保険料によっている。ただし、保険料の徴収や給付の事務を担う国民年金サービスの費用の一部と、農漁業者の保険料の一部は国庫負担で補填している。

(2) 保険料率

被用者を対象とする「事業所加入者」の保険料率は、9.0%であり、労使折半で負担する。また、自営業者などを対象とする「地域加入者」の保険料率も9.0%であるが、これは全額本人が負担する。さらに、専業主婦などが任意に加入する「任意加入者」や「任意継続加入者」の保険料率も9.0%であり、全額本人負担となっている。ただし、任意加入者は所得が確定しないので、事業所加入者及び地域加入者の月額所得の中央値を本人の基本所得とみなす。

本人の希望によって、中央値よりも高い額を基本所得とすることもできる。

5. 財政方式, 積立金の管理運用

完全老齢年金の支給が2008年から始まるなど、「国民年金」が給付面において成熟しておらず、年金財政収支は収入超過の状態が続いている。収支の差引残は積み立てられ、高齢化のピーク時のために備えられている。2024年6月末現在における国民年金基金は約1,147兆ウォン（約126兆円）まで増加した（2023年の投資収益率は13.59%）。

国民年金基金の投資先（2024年6月末現在）としては、海外株式が約390.8兆ウォン（約43.0兆円、全体の34.1%）で最も多く、次いで、国内債券（約330.5兆ウォン（約36.4兆円）、同28.8%）、オルタナティブ投資（約182.7兆ウォン（約20.1兆円）、同15.9%）、国内株式（約158.7兆ウォン（約17.5兆円）、同13.8%）、海外債券（約81.8兆ウォン（約9.0兆円）、同7.1%）、短期資金（約2.3兆ウォン（約0.3兆円）、同0.2%）、その他・福祉（約0.9兆ウォン（約0.1兆円）、同0.1%）の順となっている。

基金の約99.9%が債券や株式投資など金融セクターへの投資となっている。

6. 制度の企画, 運営体制

年金の企画は、保健福祉部が担当している。他方、「国民年金」の保険料の徴収は国民健康保険公団が、給付の裁定・支給、国民年金基金の管理・運用は、国民年金公団（National Pension Service）が行う。

7. 私的年金

(1) 企業年金－退職年金制度－

5人以上の事業所に、退職金制度（一時金）あるいは退職年金制度を導入することが法律で義務付けられている（勤労者退職給付保障法、2005年12月施行）。退職年金制度には、給付建て（DB）、拠出建て（DC）、個人退職口座（IRA）の3種類がある。韓国政府は2016年からは、従業員数300人以上の企業に対して「退職年金制度」の導入を義務化し、段階的に導入を促進する政策を行った。2022年4月14日には「勤労者退職給与保障法及び施行令」の改正案を施行し、従業員数30人以下の企業が共同基金を

助成し、労働者に退職金を支給する「中小企業退職年金基金制度」を実施した。退職年金制度を導入している事業所の割合は2022年現在26.8%である（従業員数30人未満が23.7%、30～49人が73.0%、50～99人が80.7%、100～299人が87.3%、300人以上が91.9%）。

(2) 個人年金

2022年末現在、韓国における個人型退職年金の加入者数は前年と比べて8.4%増加した300.4万人となった。男女別には男性が前年比7.8%増の181.2万人で、女性は9.5%増の119万2千人である。年齢階層別構成比は、50代が30.7%で最も高く、次いで40代（28.5%）、30代（20.0%）、60歳以上（14.0%）、20代（6.8%）等の順になっている。今後公的年金の所得代替率の引き下げが決まっており、韓国政府も個人年金への加入を奨励しているため、老後所得を確保する目的で個人年金に加入する人は増えると予想される。

8. 最近の議論や検討の動向

(1) 「基礎年金制度」の給付額の引き上げ

2014年7月からは既存の「基礎老齢年金制度」を改正した「基礎年金制度」が実施されている。「基礎年金制度」は、朴槿恵元大統領の選挙公約の一つであり、既存の「基礎老齢年金制度」の給付額を引き上げた制度である。2024年現在の最大給付額は月334,810ウォン（約36,829円、1ウォン=0.11円で換算、以下同一）まで引き上げられた（物価上昇率3.6%を反映）。

(2) 失業クレジット制度

2016年8月からは求職活動中の失業者が年金保険料の納付を希望する際に、本人が保険料の25%だけを納付すれば、政府が保険料の75%を支援する失業クレジット制度が施行されている（最大12か月まで支援）。対象者は、国民年金の保険料を1か月以上納付した履歴がある18歳以上60歳未満の失業手当の受給者である。ただし、失業者全員が失業クレジットを申請できるわけではない。つまり、財産税課税標準の合計が6億ウォン以下、年間総合所得（事業・勤労所得を除く）が1,680万ウォン以下である必要

がある。金融所得、年金所得と土地、建築物、住宅などの財産が多い高所得・高額財産家は支援対象から除外される。失業クレジット制度の保険料は本人（25%）、国（25%）、国民年金基金（25%）、雇用保険基金（25%）が負担することになっている。

(3) 公務員年金改正

公務員年金改正案は2015年5月29日に国会で成立し、2016年1月1日から施行されている。改正の主な内容は次の通りである。

- ・保険料率の引き上げ：既存で7%であった保険料率を段階的に引き上げ、2020年には国民年金と同様に9%に調整
- ・年金支給率の引き下げ：1年に1.9%であった年金支給率を段階的に引き下げ、2035年には1.7%に調整
- ・年金支給率に所得再分配要素を適用：年金支給率1.7%のうち1%に対して、所得再分配要素を適用
- ・年金の支給開始年齢を統一：任用時期によって異なっていた年金の支給開始年齢を65歳に統一。2016～2021年退職：60歳、2022～2023年退職：61歳、2024～2026年退職：62歳、2027～2029年退職：63歳、2030～2032年退職：64歳、2033年以降退職：65歳
- ・遺族年金支給率を70%から60%に引き下げ
- ・物価スライドの適用を5年間中止
- ・分割年金制度の導入：離婚時に年金給付額の2分の1を配偶者に支給
- ・年金の受給資格期間を既存の20年から10年に短縮
- ・公務員年金法第3条第1項第1号の改正により、時間選択制採用型公務員、時間選択制任期制公務員、一時任期制公務員が公務員年金法の適用対象となった（2018年9月21日から）

(4) 基準所得月額の上限額の引き上げ

2024年7月から国民年金保険料の算定基準である基準所得月額の上限額が590万ウォンから617万ウォン、下限額が37万ウォンから39万ウォンに上方修正されることになった。

国民年金保険料算定の基準となる基準所得月額は法令に基づいて毎年調整しており、国民年金加入者全体の最近3年間の平均所得（A値）の変動率を反映して基準所得月額の上下限額も調整している。

保健福祉部は2024年1月9日、国民年金審議委員会の審議を経て基準所得月額の上限度を調整し、1月23日に保健福祉部告示（「国民年金基準所得月額の下限度と上限度の告示」）改正を完了した。

2024年度基準所得月額の調整により、国民年金の最高保険料は前年より2万4,300ウォン引き上げられた55万5,300ウォンとなり、最低保険料は前年より1,800ウォン引き上げられた3万5,100ウォンとなる。

上・下限度の調整で一部の加入者は保険料が引き上げられるため、年金給付額の算定の基礎となる加入者個人の生涯平均所得月額が高くなり、年金受給時により多くの年金給付額を受け取るようになった。

(5) 電子証明書発行サービスがスタート

2024年から年金・健康・雇用・労災保険の4大社会保険の電子証明書発行サービスがスタートした。加入者と事業所それぞれの加入内容確認書、事業所の加入者名簿の発給を希望する場合は「4大社会保険情報連携センター」ホームページ（www.4insure.or.kr）から申請することができる。

(6) 国民年金制度の改革案の提示

韓国政府は2024年9月4日国民年金制度の改革案を発表した。改革案の主な内容は次の通りである。

● 保険料率の引き上げ

まず、保険料率を現行の9%から13%に段階的に引き上げる案を提案した。保険料率は1988年の国民年金制度導入当時は3%だったが、1993年に6%、1998年に9%に引き上げられた後、9%が維持されている。

区分（2025年基準）	50代	40代	30代	20代
保険料の引き上げ期間(13%まで)	4年	8年	12年	16年

保険料率は、世代間の公平性を高めるため、20代から50代まで、出生年によって保険料率の引き上げ速度に差をつける案を推進する。保険料率を13%に引き上げる際、各世代別の代表年齢（2025年）を20歳、30歳、40歳、50歳とし、残存納付期間が10年の50歳は年1%p、納付期間が20年の40歳は年0.5%p、30歳と20歳はそれぞれ年0.33%p、0.25%pずつ引き

上げる方針である。

● 所得代替率の調整：40%→42%

所得代替率は42%水準に上方修正する。国民年金導入当時70%であった所得代替率は、1999年に60%、2008年に50%に引き下げられた後、毎年0.5%pずつ引き下げられ、2028年まで40%に調整される予定だったが、財政安定とともに所得保障も重要であるという議論を反映して、2024年の所得代替率である42%水準を維持する計画だ。

● 年金積立金の運用収益率向上：1%p+a

年金積立金の運用収益率も1%p以上向上させる。1988年の制度導入以降、2023年末までの累積収益率は5.92%に達している。昨年（2023年）の第5次財政推計時に導き出された長期収益率は4.5%だったが、これを5.5%以上に引き上げる計画だ。

韓国政府は年金積立金の運用収益率を1%p向上させた場合、積立金の枯渇時期を、2056年から2072年までに延長することができると見通した。

● 自動安定化装置の導入

国民年金に自動安定化装置を導入する案も検討する。自動安定化装置とは、人口構造の変化、経済状況などと連動して年金額を調整する装置だ。現在は年金額に物価上昇率を反映している。今後は最近3年平均の国民年金加入者数の増減率（保険料収入）と期待余命増減率（給与支出）などを追加的に反映して年金引き上げ額を調整する方針だ。給与支出が保険料収入より多くなる2036年に自動安定化装置を導入すると、基金が枯渇する年は2088年になる。

9. 今後の課題

2024年における韓国人の平均余命は、84.3歳（男性81.4歳、女性87.1歳）で、国民年金が導入された1988年の70.7歳（男性66.5歳、女性74.8歳）に比べると13歳以上も長生きすることになった。しかしながら、1997年のアジア通貨危機や最近の経済のグローバル化などの影響などで50歳前後に非自発的に会社を辞めることが多く、高年齢者は20～25年という老後に対する公的あるいは私的な準備が必要である。1988年に導入された、国民年金制度は満額の年金を

受給するためには40年という加入期間が必要であり、2028年になってからはじめて、国が約束した所得代替率によって満額の給付が受けられる。しかしながら、所得代替率は国民年金制度が導入された以降、継続的に引き下げられ、満額を受給しても将来年金給付だけで健康で文化的な生活が保障できるとは言い切れない状況である。

また、公的所得保障制度が十分ではなかった時代には、子女からの経済的支援によって生活することが一般的だったが、出生率が低下し核家族化が進んだ現在においては、子女からの経済的支援を期待することもなかなか難しくなったのが現実である。特に、国民年金が給付面で成熟の段階に入る2028年以前に退職を迎えるベビーブーム世代の老後所得を、国としてどのように保障し、財源を確保するかについて十分な検討が行われるべきである。年金財政の安定化のためには保険料率の引き上げは避けられない措置であり、2024年9月に発表された年金改革案が実現されると、1998年に9%になった以降、国民年金の保険料率は27年ぶりに引き上げられることになる。

また、定年と年金支給開始年齢のギャップを埋めるための対策を急ぐべきである。国民年金の支給開始年齢は60歳から65歳に段階的に引き上げられており、実際の退職年齢（定年60歳）との間に差が生じている。高齢者の所得を保障するためには国民年金

の支給開始年齢と定年を同じ年齢にし、所得が減少する期間をなくす対策を取らないといけない。

公的年金制度の改革とともに労働市場の改革も大事である。多数の若者や女性、そして高齢者が労働市場で十分に活躍しておらず、彼らの多くは、非正規労働などの不安定労働者として労働市場に参加しているケースが多い。彼らにとっては将来の所得保障より現在の所得保障がより大きな問題かも知れない。

現在の年金制度を持続可能な制度にするためには何より、雇用を拡大し雇用の安全性を維持させることが大事であるだろう。今後、韓国政府がどのような雇用政策を行い、年金制度を維持して行くのか、今後の動きに注目するところである。

.....

主な参考文献

金明中 (2021) 『韓国における社会政策のあり方』旬報社
 金明中 (2022) 「韓国の年金制度」『年金と経済』2022.7, vol.41 No.2
 藤森克彦 (2020) 「韓国の年金制度」『年金と経済』2020.7, vol.39 No.2
 国民年金公団 (2023) 「2022年国民年金統計年報」【국민연금공단 (2023) 「2022년 국민연금통계연보」】
 政府24 (2024) 「2023年12月基準国民年金統計」【정부24 (2024) 「2023년 12월 기준 국민연금통계」】
 統計庁 (2023) 「2023年退職年金統計結果」【통계청 (2023) 「2022년 퇴직연금통계 결과」】